

総務委員会資料

平成27年国勢調査の概要について

資料 平成27年国勢調査の概要

平成27年6月5日

総合企画局

平成27年国勢調査の概要について

－ 平成27年国勢調査を10月1日に実施します －

1 調査の目的

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき実施する、人及び世帯に関する全数調査（基幹統計調査）で、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としています。

大正9（1920）年の第1回調査以来、国の最も基本的で重要な調査として5年ごとに実施され、平成27（2015）年は20回目に当たります。

2 調査期日

平成27年10月1日（木）午前零時現在で、全国一斉に実施します。

3 調査の対象

10月1日を基準日に、我が国に常住するすべての者。

ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等を除きます。

4 調査事項（17項目）

(1) 世帯員に関する事項（13項目）	備 考
ア 氏名	
イ 男女の別	
ウ 出生の年月	
エ 世帯主との続柄	
オ 配偶の関係	
カ 国籍	
キ 現在の住居における居住期間	東日本大震災の影響を把握するため追加
ク 5年前の住居の所在地	〃
ケ 就業状態	
コ 所属の事業所の名称及び事業の内容	産業を把握するため
サ 仕事の種類	職業を把握するため
シ 従業上の地位	
ス 従業地又は通学地	
(2) 世帯に関する事項（4項目）	
ア 世帯の種類	
イ 世帯員の数	
ウ 住居の種類	
エ 住宅の建て方	

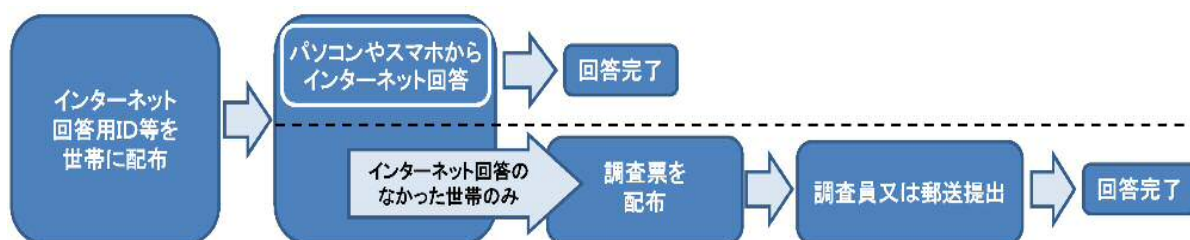
※前回(平成22年)は20項目（今回は簡易調査の年に当たります）

5 調査の方法

平成27年調査では、従来の調査員が調査票を世帯ごとに配布し回収する方式に加え、インターネット調査を先行方式（回答の先行受付）で実施します。

世帯からの回答方法は、次の方法となります。

- (1) インターネットによる回答
- (2) 調査員への調査票の提出
- (3) 郵送提出による調査票の提出



6 指導員及び調査員

- (1) 指導員及び調査員は、市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。
- (2) 指導員は、市（区）の調査実施上の指導を受けて、調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の審査及びこれらに附帯する事務を行います。
- (3) 調査員は、市（区）の調査実施上の指導及び指導員の指導を受けて、その担当調査区内にある世帯に係るインターネット調査の書類等の配布、調査票の配布・回収、「調査世帯一覧」及び「調査区要図」の作成並びにこれらに附帯する事務を行います。

- (4) 指導員及び調査員の任命期間は、次のとおりです。

指導員：平成27年7月15日から平成27年11月30日まで

調査員：平成27年8月24日から平成27年10月23日まで

- (5) 指導員及び調査員数（予定）

人口	世帯数	調査区数	調査員数	指導員数
1,471,400	686,500	12,883	8,378	1,343

※人口及び世帯数は、将来人口推計（平成26年8月公表）による

- (6) 指導員及び調査員の選任

指導員については、区役所統計担当職員のほか、本市登録調査員から選任し配置します。また、調査員については、町内会・自治会等へ推薦を依頼します。

7 前回調査からの主な変更点

- (1) インターネット調査の全国展開
- (2) 調査票の提出方法に任意封入方式を導入
高齢者世帯など、調査員による記入の支援や確認などを必要とする世帯への対応が円滑に実施できるよう、前回の全封入方式から任意封入方式へ変更されました。
- (3) 国勢調査コールセンターの充実・強化
これまでの世帯からの照会への対応に加え、新たに調査員からの照会にも対応するとともに、インターネット調査に関する技術的な照会に対応する支援窓口など、国が設置するコールセンターの充実・強化が図られます。

8 調査結果の集計及び公表

調査結果は、全国、都道府県、市区町村及びその他の地域別に、独立行政法人統計センターで集計され、平成28年2月には「人口速報集計」が公表される予定です。
川崎市においても、これらの集計結果から平成28年2月に区別の人口及び世帯数（速報値）を公表し、その後も、国の集計結果をもとに、川崎市分を独自に抽出・編集し、公表することを予定しています。

9 調査結果の利用

調査結果は、法令上、数値として利用される場合や国や地方自治体における行政施策などのための基礎データとしてばかりではなく、学術研究を始め小・中学校などの教育、さらには民間企業でも幅広く利用されています。

- (1) 行政施策の基礎資料としての利用
社会保障政策、環境整備計画、防災対策、雇用行政、教育施策、住宅政策 等
- (2) 学術、教育、民間など広範な分野で利用
人口構造の分析・将来予測、将来人口・世帯数の推計、地理学、小・中学校等の教育用資料、店舗の立地計画、商品・サービスの需要予測 等
- (3) 法定人口としての利用
衆議院議員の小選挙区の画定基準、都道府県・市町村議会の議員定数の決定、地方交付税の算定 等

10 広報等

- (1) 国は主に全国規模の広報媒体による広報、県は主に県域で展開する広報媒体による広報を行い、市は地域に密着したきめ細かな広報を行います。
 - 「市政だより」等広報誌を活用した広報を行います。
 - 川崎市ホームページに国勢調査の広報を掲載します。
 - 区役所等での懸垂幕、ポスター掲示及びリーフレットの配布を行います。
- (2) 国及び県と連携し、マンション関係団体や社会福祉団体等、関係機関や団体あてに協力依頼を行います。

11 平成27年国勢調査川崎市実施本部の設置

- (1) 目的
平成27年国勢調査の正確かつ円滑な推進を図るため
- (2) 設置日
平成27年6月2日（火）
- (3) 構成
- ・ 本部長 三浦副市長
 - ・ 副本部長 総合企画局長
 - ・ 本部長 各区長、関係局長
 - ・ 事務局長 総合企画局都市経営部長
 - ・ 事務局次長 総合企画局都市経営部統計情報課長
 - ・ 事務局員 総合企画局都市経営部統計情報課職員

12 主なスケジュール（予定）

平成27年 6月	○川崎市実施本部の設置（6月2日） ○指導員・調査員の推薦
7月	○指導員事務打合せ会（7月中旬～8月上旬）
8月	○調査員事務打合せ会（8月24日～9月7日）
9月	○インターネット回答の利用案内及び回答用ID等配布（9月10日～12日） ○調査票の配布（9月26日～9月30日）※インターネット未回答世帯のみ
10月	調査基準日時【10月1日午前零時】 ○調査票の回収（10月1日～7日） ○調査員の調査関係書類の提出（10月19日～10月23日）
11月	○調査関係書類の内容審査（市・区）
12月	○調査関係書類の第1次提出（要計表入力等）
平成28年 1月	○調査関係書類の第2次提出（抽出対象調査票）
2月	○人口及び世帯数の公表（速報）
3月	○調査関係書類の最終提出 ○川崎市実施本部の解散